二、呉羽化学工業㈱に対する件

平成二年（排）第三号

排除命令

東京都中央区日本橋堀留町一丁目九番一一号

呉羽化学工業株式会社

右代表者　代表取締役　児玉俊一郎

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　呉羽化学工業株式会社は、一般消費者を対象に、平成元年三月以降同年九月まで「クレラップ販促キャンペーン」と称して行った懸賞による景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和五二年公正取引委員会告示第三号）第二項及び第三項の規定に違反した旨を、速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後一年間、一般消費者を対象に前記告示第一項第一号又は第二号の方法により、景品類の提供を行うときは、あらかじめ、当委員会に届け出なければならない。

三　同社は、第一項に基づいて行った公示について、速やかに、文書をもって、当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　呉羽化学工業株式会社（以下「呉羽化学工業」という。）は、肩書地に本店を置き、食品包装用ラップフィルム等家庭用台所用品の製造販売業を営む事業者である。

二(一)　呉羽化学工業は、平成元年一月中旬、同社のニュークレラップと称する食品包装用ラップフィルム等の家庭用台所用品（以下「クレハ製品」という。）について、「クレラップ販促キャンペーン」と賞する景品付販売を行うこととし、同キャンペーンの下に、クレハ製品を販売する総合スーパー等の小売業者ごとに、個別キャンペーン名を付し、それぞれに応募期間を設け、クレハ製品を購入する一般消費者を対象に、同製品の包装の一部を切り取りこれを店内に配置した応募はがき又は官製はがきにちょう付して郵送させ、抽せんにより、景品類を提供することを企画した。

(二)　呉羽化学工業は、前記企画に基づき、平成元年三月以降同年九月まで、総合スーパー等の小売業者において、三三回にわたり個別キャンペーンを実施し、ランドリーワゴン（九、八〇〇円相当）、ヘルシーコンポ（八、五〇〇円相当）、充電ハンドミキサー（五、〇〇〇円相当）等の景品類を提供した。

三　前記個別キャンペーンにおける取引の価額のうち最低のものは一二八円から一七八円であり、これに対応して呉羽化学工業が個別キャンペーンごとに懸賞により提供することができる景品類の最高額は、二、五六〇円から三、五六〇円までであるところ、前記三三回のうち一八回の個別キャンペーンにおいて提供した景品類のほとんどの価額は、この制限を超えるものである。

また、呉羽化学工業が個別キャンペーンごとに懸賞により提供することができる景品類の価額の総額は、それぞれの取引の予定総額の百分の二までであるところ、前記三三回のうち二八回の個別キャンペーンにおいて提供した景品類の価額の総額は、この制限を超えるものである。

法令の適用

前記事実によれば、呉羽化学工業の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項第一号に該当する方法による景品類の提供であって、同告示第二項及び第三項の規定に違反するものである。

よって主文のとおり命令する。

平成二年三月一二日

公正取引委員会

委員長　梅澤節男

委員　宮代力

委員　伊従寛

委員　佐藤徳太郎

委員　宇賀道郎